

光風園指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人光風会が開設する光風園指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業所（以下「事業」という。）の適正運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅サービス提供事業者、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 光風園指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 山梨県甲州市塩山西野原603番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）

管理者は、介護支援専門員であり事業所の職員の管理、指定居宅介護支援の利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に事業所運営に必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成及び居宅サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスの提供及び、市町村からの受託に基づく要介護認定調査業務にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日（国民の休日を含む。）ただし、1月1日から3日を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

1 居宅訪問

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で、解決しなければならない課題の把握及び分析を行う。

2 課題分析

課題の分析について使用する課題分析票は「MDS-HC方式」、「包括的自立支援プログラム(三団体ケアプラン策定研究会方式)」、「居宅サービス計画ガイドライン(全国社会福祉協議会方式)」の他、「23項目を網羅した事業所のアセスメント表」のいずれかを用いる。

3 居宅サービス計画原案の作成

介護支援専門員は、解決すべき課題対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項を記載した居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案に対し、専門的な見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を次に掲げる場合に開催する。

- (1) 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- (2) 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- (3) 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合
- (4) 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合

5 居宅サービス計画原案の内容説明及び同意

介護支援専門員は、居宅サービス計画原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者に同意を得るものとする。

6 居宅サービス計画の交付

介護支援専門員は、居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス提供事業者の担当者に交付するものとする。

7 実施状況の把握(モニタリングの実施)

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するために、月に1回居宅を訪問し、利用者との面接により居宅サービス計画の変更など利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう支援を行うとともに、少なくとも月に1回、モニタリングの把握の結果を記録する。病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要があるため、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてもらう。

8 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画の変更をする場合は、第1項から第8項に規定する業務を行う事とする。

9 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受理サービスであるときは、利用料を徴収しない。

10 介護支援専門員は、第1項から第9項のことについて、利用者又はその家族に対して事前文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(通常事業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、次のとおりとする。

甲州市、山梨市、丹波山村。

(事故発生時の対応)

第8条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情対応・ハラスメント対応)

第9条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (3) 虐待の防止のための指針の作成
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して事業所内外の研修の機会を確保するものとし、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合においては複名を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上（虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等）
- (3) 介護支援専門員資格を継続する為の資格更新研修 適宜
- (4) 主任介護支援専門員にあつては更新研修受講の為の必要な研修 適宜
- (5) 感染症に関する研修 年2回以上

2 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、また訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、説明を行い理解を得る。

3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る総額が区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出る。

4 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の個人情報（介護度、病状、ケアプラン、提供サービス内容）及びその他の個人情報並びに秘密事項を漏らしてはならない。

5 職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の個人情報（介護度、病状、ケアプラン、提供サービス内容）及びその他の個人情報並びに秘密事項を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においても、これらのことを保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。

6 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日から最低5年間は保存するものとする。

7 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項については社会福祉法人光風会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業継続計画)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるように、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまんえん防止に努め、併設事業所の感染防止に関する会議、感染対策の為に委員会等においてその対策を協議し、対応指針等を策定し感染症の蔓延の状況に応じた対策を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質の向上に努める。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成13年12月1日改正し施行する。

この規程は、平成15年4月1日改正し施行する。

この規程は、平成15年12月10日改正し施行する。

この規程は、平成17年4月1日改正し施行する。

この規程は、平成17年11月1日改正し施行する。

この規程は、平成18年4月1日改正し施行する。

この規程は、平成18年8月1日改正し施行する。

この規程は、平成19年11月1日改正し施行する。

この規程は、令和3年2月1日改正し施行する。

この規程は、令和3年4月1日改正し施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。